

經濟評論

The keizai hyōron

昭和27年4月23日第3種郵便物認可

1992年8月1日発行(毎月1回1日発行)第41卷(通巻47卷)第8号

現代市民社会と企業国家日本

現代市民社会と企業国家——平田清明

企業社会と市民社会——山田鋭夫

——トヨタイズム日本をこえて

スウェーデンモデルか、日本モデルか——加藤哲郎

現代の教育・文化状況と企業国家——黒沢惟昭

●連載

新・西方見聞録

フランス文化とパリ——新田俊三

現代経済学の回顧と展望 ②

マネタリズムと合理的期待形成学派——依田高典

産業技術の進歩と経済発展の歴史的転機

新しい生産力構造と環境問題——渡辺徳二・松浦保・佐藤正弥

テイラー主義からトヨタイズムまで ②

「フォーティズム」と現代労働運動——片桐薫

日本経済ミニ・スコープ

PKOの次にくるもの——S.N.

水辺からの告発

ヨシ条例は琵琶湖を救うか——辻田啓志

経済学文献月報——大阪市立大学経済研究所

8

1992 August

日本評論社

経済評論

●—目次

現代市民社会と企業国家日本

現代市民社会と企業国家	平田清明	2
企業社会と市民社会 —トヨタイズム日本をこえて	山田鋭夫	14
スウェーデンモデルか、日本モデルか	加藤哲郎	23
現代の教育・文化状況と企業国家	黒沢惟昭	34
補足報告		45

●連載

新・西方見聞録

フランス文化とパリ	新田俊三	72
現代経済学の回顧と展望② マネタリズムと合理的期待形成学派	依田高典	114
産業技術の進歩と経済発展の歴史的転機 新しい生産力構造と環境問題(I)	渡辺徳二・松浦保・佐藤正弥	90
テイラー主義からトヨタイズムまで② 「フォーティズム」と現代労働運動	片桐薫	58
日本経済ミニ・スコープ PKOの次にくるもの	S.N.	86
水辺からの告発 ヨシ条例は琵琶湖を救うか	辻田啓志	88
経済学文献月報	大阪市立大学経済研究所	148

現代市民社会と企業国家

平田 清明

神奈川大学副学長

本日は、「現代市民社会と企業国家」という大きなテーマを課題とするこの研究集会において基調報告を行なうように指名されましたが、私は、ごく一般的な序論といった性格の発言を次の三つの論点に絞って行ないたいと思います。

第一は、東欧・ソ連の崩壊以後の現時点において、この崩壊を自らの個人史との関わりにおいて、しかもまた既成史観を越えて受けとめ、省察を深めていくうえで何が必要か、ということとであります。私にとりましては、市民社会なき社会主義は社会主義ではない、それは国家主義であり、ドイツ・ナチズム以上に手のこんだ国家社会主義であったのであります。その崩壊は広い意味での市民革命であります。それは一七、八世紀の西欧においてブルジョア革命として歴史的に実存したものと思想的価値において共通面をもちつつも、それ以上に、新た

な世界的な位置付けのなかで登場した変革だということであります。

第二は、ユーラシア大陸の東側でこの市民革命がソ連帝国を打倒したのち出現させたものが、それまでに押さえ付けられてきた諸民族・諸部族のナショナリズムないしエスニシティーの政治化であった。そのようなものとして、それは限りなき分裂の過程であった。これに対して、ユーラシア大陸西部ではヨーロッパ共同体ECがヨーロッパ連合EUへと質的变化を遂げるといふ統合過程が進行している。昨年十二月EC—二カ国首脳がオランダ南部の小都市マーストリヒトでこの過程を最終段階まで発展させることに合意し、本年（一九九二年二月七日）同じ地で条約が批准されました。これはヨーロッパ連合条約またはマーストリヒト条約といわれます。現在、調印した一二カ

国の間で批准の手続きが進められています。

また、諸種のEC機関内で、あるいは加盟諸国数カ国間で、閣僚レベルでの協議が進められております。つい先週、EC共通の農業政策について新しい妥協が成立しました。また六月二日独仏合同軍の結成が合意されました。この条約は、加盟二カ国間の合意によつてそれぞれの主権の一部をプール化し、ヨーロッパ規模でのトランスナショナルな国家状態を作り出すことを目的としておりますので、参加予定のどの国のなかでも、これに反対する新しいナショナルリズムが古いナショナルリズムに加わつて、政治状況をかつてない事態にしております。この条約は各国国民の市民権の他にヨーロッパ連合の市民権というものを新たに創設したのでありますが、この市民権宣言は、あのフランス革命のときの市民権との間に説明を要する多くの問題をはらんでおります。この点のちに改めて触れますが、国民国家レベルでのシビルサイアティ（市民社会）が、トランスナショナルな地域統合体でのシビルサイアティ（市民社会）とどのような関連をもつものとして位置付けられるか、というところが問題になるはずです。このことは、フランスでは憲法評議会によるマーストリヒト条約の違憲判決という問題として現われ、また条約批准を進める政府側での憲法改正手続きの問題として現われております。ここには、理論問題が現実的な問題として存在します。

第三に、現代日本が世界の他の諸国諸地域と比べてどのような特徴をもつものであるか、そして今日進行している世界的な変動のなかでそのような定性的特色が、どのような意味をもつか、その特色の中には、日本に特有なものであると同時に、他の諸国諸地域に共通するものもある。共通面での特殊であつて、単に異質であるのではないことも少なくないと思われま

す。私の結論を先にいえば、日本は企業主義的な「社会国家」であつて、その内容は、西欧で生まれた政治学や経済学、さらに哲学といったものによつて丸ごと説明されえないものだとしても、それらの学問が提供する方法的概念は、日本分析において利用可能なものも多く、また活用する必要が今日新たに認識されはじめているものが多いと私には思われます。巷にあふれる日本論とくに欧米人の描く日本像を批判的に照射する、そしてポジティブに日本社会の理論的再構成を行なう努力が著書となつて現われてもいます。また、より一般的に、現代資本主義諸社会の批判的な比較分析を行なうに必要な方法論が提示されてもいます。私は経済学としてはレギュラシオン・アプローチの人々の見解を、また政治学を哲学的に再構成するための社会科学の総体把握の方法に苦心したイギリス人政治学者B・ジェソップの所産を本日の課題説明にも有益であると思ひます。

この点での日本社会の批判的反省は、これまであまり知られなかつた、あるいは認識されえなかつた、ある社会的な特徴づけを日本に与えます。そしてそのような日本を含めた現代資本主義世界の新しい世界史的位置付けを要請いたします。この

点、内容に即して後程申し述べたいと思います。

一 ソ連国家社会主義体制の崩壊

(1) 市民社会なき社会主義の悲劇

ベレストロイカ、東欧市民革命、ソ連共産党解体、ソ連邦解体、独立国家主権連合というユーラシア大陸東半部に出現した事態は、その急激な破滅の進展のなかで、この破滅の体制がなぜ、東欧で四〇年、旧ソ連内で七〇年存続しえたのか、ということが改めて顧みられます。このことについて差当り語るべきことが二つあります。まず第一に、長きにわたる存続の理由は、急速な崩壊の理由そのものでもある、ということであります。なぜ存続しえたか、それはまず第一に、ツァーリズム・ロシアにおける農奴制、半奴隷制のツァーリズムのもつた社会的な矛盾と、ツァーリズムの軍事主権による各種民族ないし部族の制御統一化のもつた矛盾と政治的抑圧が社会的変革を必要としていたということであり、この旧体制がかの一九一七年の二月革命において打倒されたのであり、そのことの大義を十月クーデター以降のボルシェビキ政権が利用し尽くしたということであります。この「共産主義」政権が資本主義としてのブルジョア社会の否定を思想的・理論的な本質とするマルクス・レーニン主義を指導原則とするものであっただけに、そこでは、シビル・ソサイアティの進展とその政治的構成たる近代国家の構

築が原理的に否定されていた。それだけに、マルクスの思想のなかにさえ明確に存在した。国家と社会の理論的実践的な区別と関連の意識が意図的に抹殺された。そのため資本主義社会の内の矛盾の革命的展開として示唆されていた「生産手段の個人的所有の再建」が新しい連合的生産様式の基礎であるという理論的歴史的展望が一切の私的所有的否定、そしてその国家的所有への変質、またそれを補完するホルホーズ等の集团的所有への変化というものに化けた。驚くべき国家社会主義体制がそこに形成されていった。そのことは単にスターリンの個人独裁に起因するだけではなかった。マルクス・レーニン主義なるものに起因するものが多々あった。そこでの階級独裁が党独裁、そして個人独裁へと極限化することと平行して官僚主義と党人脈主義とが極限化し、この社会における知性は、政治的指導者の場合にあっては、またイデオロギー装置の關係者にあつても精神病理的な自己破壊に陥っていたのであつた。私はこのことを一九六八年「市民社会と社会主義」(翌年同名の著書)として公表した。この書物に対しては、二〇〇以上の攻撃的批判論文が集中した。それらの執筆者のうちの幾人かからは自己批判の手紙が今日寄せられています。他の多くの執筆者は、これに黙して語らぬだけでなく、現実の崩壊を跡付け、ベレストロイカはカタストロイカであつたと皮肉る論評を敢えてする人さえ見受けられる。

私はこのことをここで敢えて言うのは、ただ単にルサンチマ

ンの故ではない。そうではなく、いつの時代にあつても、その時代のなかにあつて、語るべき最大限のことを語りうる姿勢と用語において語りねばならないのが、理論家の使命であると思われるからであり、そのことが今日とくに必要だと思われるからであります。ソ連については、レーニンに対する批判のみならず、マルクスそのものの理解についても、在来の枠組のなかでさえ問題提起として受けとめられうるような形態において、それへの批判的理解がなされるべきであると私は思われます。私にとって、その当時もそうであつたように、マルクスは経済学史上の一人物であり、その理論性格は彼の生まれた時代の社会と歴史のなかで理解されるべきものであると思ひます。

マルクスにおいて市民社会を論じてこそソミスにおける市民社会の意義と、市民社会なき社会主義の虚無と変質を、ともに語りうるのだ、といまでも考えます。

(2) 不足による調整

一九七三、四年と八四、五年、私はそれぞれ二年ほどフランスに滞在し、パリの諸大学で講義を担当しましたが、その時の同僚に、各種分野における新進気鋭の研究者がおりました。今日のお話の第三部で引き合いにだすB・コリア教授やここで敢えて紹介するB・シャバンス教授、A・サビール教授がそのよい例です。これらの人々は私の講義に学生と一緒に参加し、私に諸種の質問を提起してくれました。また、私のいわんとして

いることを彼らなりに受けとめて学生に伝達するということをしてくれました。

それらのなかでシャバンスとサビールはハンガリーのコルナイと共同研究をしており、社会主義体制のなかでの経済分析を計量的手法で遂行し、そこにある種々の質的特徴を発見しておりました。

それは「不足による調整」ということであります。資本主義体制はマルクスがかつて指摘したように、諸種の形態の過剰人口を体制的に創出することによって維持されるのであり、人口の過剰が時としては逆に生産の人口の不足になることもありうるのですが、このことはより一般的に、商品の過剰生産と最終消費需要の相対的過少との対立を通じて過剰資本破壊という形態で調整されてきました。このことは、労働力の過剰においてこそ商品生産の一般均衡が成立するというケインズの指摘に通じるものでもあります。この過剰による制御調整とは正反対に「社会主義」体制では、価値尺度としての本来的貨幣が市場経済の否定によって本格的に成立してないがために、価格変動が物資の需給調整機能を果たさず、きわめて不完全な、そして時には内的に矛盾する計算基準のもとでの計画経済が生み出す不均衡が不可避であり、それはある種の財貨の顕著な不足として現われ得る。またその財貨の不足を補うに必要な関連部門での中間財不足として顕在化する。つまりポトルネックが発現する。計画経済はそれらの不足を自動的に調整するのですが、

そのとき、他の部門で同じ不足とボトルネックが生ずる。生産の全面的な絶対量の増加が奇跡的にも起こらないかぎり、そのような不足の循環が不可避である。そのことの結果として企業は不断により多くの原材料と機械を保有しようとする。しかも、その産出物が一般的消費の必要を満たすに至らず、滞貨として残る。そこには品質管理も資金の合理的管理も存在しない。

そこに存在するのは、党官僚の人脈による制御調整である。日本の経済学者内田善彦が「コネの法則」と呼んだものがここでは極限化する。この西欧的官僚主義の合理性とはおよそ異質な人脈主義は、それはそれとして、この体制でのレギュラシオン様式である。とくにこの社会が、西欧帝国主義の包囲のもとで防衛されるべき「社会主義」祖国を維持する体制であり、しかもその反革命的侵略と戦う軍国主義的体制である以上、この産軍複合体制は、鉄の規律のもとでのゼラチン社会に君臨しえていたのでありました。

したがってそこに、軍国主義の巨大化、核兵器でもアメリカに対抗しうる陸海空三軍の巨大化が、それが必要とするそれぞれの分野の軍需産業の発展をともなつて肥大化していきまされたが、このスーパー軍事大国は、その内部の官僚主義的派閥主義によつて、腐朽化し、内的意志統一さえも、果たしえなくなつていました。

その事態をカバーするのは、マルクス・レーニン主義によ

る神話的イデオロギー統制であり、党官僚主義的な位階秩序であつた。

八月革命のさなかでロシアの軍隊は、ついに動くことができませんでした。それはシャバンスやサビールがかつて指摘していた「軍国主義のバラドックス」そのものの白日化でありました。私は八月革命のドラマティックな経過を目のあたりにしたとき、パリの友人たちの8月以前での研究を思い起こしました。今日の日本では、この研究成果はB・シャバンス『社会主義のレギュラシオン理論』（大村書店）のうちに見る事ができます。

二 欧州連合への進展

(1) 第一段階から第二段階へ、そして第三段階へ

西欧に進展しつつある統合過程は現在、一九九二年十二月末までに市場統合を完成する第一段階の終末期にあります。そのなかで域内諸国の生産力格差の是正をはかるべくEC固有財源を確保し、それを補助金として分配することに努めております。付加価値税の微少共通引き上げと、フランス農産物支持基金の二九%切り下げ等のことがすでに実現しています。この過程の進展のうえに一九九四年一月以降、経済通貨同盟(EMU)へとECを発展させ、経済通貨システム(EMS)への各国通貨の参加により、為替変動幅の縮小を推進させる。この過程の

なかで、九四年一月経済通貨機構(E M I)を設置し、現在すでに計算貨幣として加盟国間決済に利用されている価値単位E C Uのハード・マネー化にそなえる。この段階を経て次の第三段階への移行が意識的に図られる。そしてその第三段階としては、E C Uがハードマネーの単一貨幣となり、それを発行するヨーロッパ連合銀行E U Bが設置され、各国中央銀行との協調が図られる。この場合、マルク、フラン、リラ等々の一國貨幣は、通貨としての意義を失う。ただし、イギリスはこの単一通貨制への参加を留保。

この新段階における単一通貨制は、各国間為替価格の格差や変動のリスクがないだけに安定した投資効果が対外的、対内的に期待される。

しかし、この利益を享受することができ、またこの制度を維持しうるだけの貢献をなしうる国は、一定の条件を満たす国だけに限定される。したがって二カ国がすべて同時に第三段階に移行するわけではない。つまり、安定した強さを有するドイツ、フランス、イタリア等の諸国だけがまず第一にこの段階に入るということが予測される。したがって移行のスピードは単線的ではなく複線的である(現在一E C Uは一六五円と評価されている)。第三段階移行の目標期限は一九九九年一月。

(2) 政治統合の進展

現在E Cには、統治機構として理事会(council)、委員会

(commission)、議会(parlement Européen)が、司法裁判所(court de justice)とともにある。これらのうち、理事会は、最高の意志決定機関であり、その意志決定原則は、重要事項につき全会一致原則をとるが、それだけでは合意形成を阻害する恐れがあるので、特定多数決原則をも採用することにしてある。フランス、ドイツ、イタリア、イギリスはそれぞれ一〇票、スペイン八、オランダ、ベルギー、ポルトガル、ギリシア五、デンマーク、アイルランド三、ルクセンブルク二つまり二カ国合計七六票。そのうち、ある法令については、五四票の可決票があれば、採択されることにする。これを特定多数原則(majorité qualifiée)という。さらに、ある議案につき、二三票の反対票があるとき、否決と認める。これを少数派拒否原則という。なぜ二三票かといえば、たとえば仏独二カ国、また独英二カ国だけで合意しても、E Cの意志決定とはならない。特定多数原則とは、全会一致原則が一國至上主義に転化することを阻止するためのものである。E Cはその先進大間で諸種の利害対立が存在するだけでなく、ベルギー、オランダ等の中進国と、ギリシア、アイルランド等の後進国を含んでいる。そこに存在するE C内南北問題にも格別の注意が払われてきた。今次条約の締結にあたっては、これ以外に特定条項についての特定国の留保、たとえば共通社会憲章へのイギリスの不参加が承認されている。

この理事会が審査し決定する議案は、E C委員会(コミッシ

ジョン)の提案する事項である。というのは、このコミッションだけが、法令の提案権をもつからである。つまりEC委員会とは、一国レベルでいえば政府に類属するものであり、理事会が最高意志決定機関である。EC議会はこれまで議会というよりも諮問機関に他ならなかった。

しかしマーストリヒト条約によってEC議会はEC委員会の提案する事項を審議し、その承認をえたもののみが、理事会において決定されることとなった。つまり、EC議会は一種の共同決定権を有するに至った。

EC議会は、EC成立当初においては各国議員より選出されたのですが、一九七九年、加盟諸国市民による直接投票で選出されることとなった。それ以降、この議会はトランスナショナルな性格をもちはじめたのですが、今次条約によってこの議会在決定権をEC委員会との共同決定権を有するに至って、ここにある新しい事態が明白に出現した。というのは、EC理事会は各国首脳の合意形成機関であり、その意味ではそのメンバーはその代表する国家の利害を代表するものであり、したがって、インターナショナルな外交機関の性格が強いのに対して、マーストリヒト条約での議会は、まさにヨーロッパ議会としてのトランスナショナルな機関の性格をもつに至った。この議会は各国を選挙区として選出される議員からなるのですが、その議事はヨーロッパ政党としての各種政党に帰属する議員によって遂行される。この意味でも、この議会のトランスナシヨナ

ルな性格は一層明瞭である。

他方、EC委員会は、その構成員が各国政府によって推挙された人物からなるが、彼らは、その推挙母体から自立して行動することが義務化されている。また各国政府もその推挙した委員に影響力を及ぼすことを禁じている。この意味においてスーパーナショナルである。この委員会の委員およびそのもつて勤務する者は各国市民であることを止めたわけではないが、「ヨーロッパ意識」の人格的表現でなければならぬ。この委員会が政府としての提案権をもち、EC議会の議を経て、理事会で決定されたことを執行する機関であり、いわばECの中枢機能を果たすものである。

EC委員会は共通の外交政策をも遂行する。軍事同盟としての西欧同盟の行動を推進するものこの機関である。NATOとの関係の調整を図るのもこの機関である。

ECはヨーロッパ経済共同体(EEC)から始まって今日明らかに、政治同盟への道を歩もうとしている。

その中における各種分野での錯綜した利害対立は、国民感情や歴史感覚の差異に媒介されて、また対米・対日関係の在り方に影響もされて、不断に緊張している。しかしこの緊張は軍事的に解決されるのではなく、各種の討議によって絶えず新たな解決方式を発見しつつ調整されている。したがってそこでは少なくとも見通せるかぎりでの歴史状況のなかで域内における戦争も一国革命も成立しえないよう制度化化されている。つまり制

度化された妥協の形態がここでは最重要な課題となります。

(3) 連合市民権の設定

マーストリヒト条約に独自で、もっとも注目を引くことの一つは、連合市民権 (citoyenneté de l'union) の設定です。

加盟国の国籍を有するものはすべて「連合市民」として権利と義務とを平等に有する。とくに域内において自由に移動し居住する権利を有する。この連合市民はその居住する国において、(その国の市民権を有さなくても) 連合市民としてヨーロッパ議会の選挙における投票権と立候補権とを有する。ここにおいてヨーロッパ議会は文字どおり、固有のヨーロッパ市民権の政治的代表機関の実をあげるに至ったのであり、まさに画期的なことといふべきでしょう。この連合市民は無論、その国籍を有している国の市民権保持者であり、その国の議員選挙における投票権と立候補権を有する。

今次条約においては、次の新たな規定が加わった。すなわち連合市民は、その居住する国において、その国民でない場合でも、その居住する地域における自治体選挙において、投票権と立候補権を有するものとされた。この意味での市民権は、かの都市国家における市民権に由来するものであり、近年においては外国人移住者の定住が常態化するなかで、この外国人が一定期間その自治体に居住し納税する以上当然であるという自治思想が一つのヨーロッパ的伝統として存在する。したがってこの

点、条約批准過程において、それが自治体議員および自治体首長であるかぎり、そして問題とならない。むしろ市民権の内容がその居住する地域における経済的社会的活動の裏付けを以て遂行されるという特色をもつに至るのであり、この意味において一國主権の立法府的形態たる議会の議員選出のように、国家契約論的抽象性が、近世以来の政治的主権国家形成過程において、多かれ少なかれ人為的に形成された国民性ないしナショナリズムと微妙に結合しているという事態に対する批判的な意義さえも有している。

この自治体選挙における市民権行使がヨーロッパ議会の議員選挙の場合と同じ資格においてなされるのは、ハンザ同盟、地中海都市同盟といったブルジョアの市民国家連合の歴史的伝統からしてさして不思議ではない。否、ローマ条約以来の「人権と基本的権利、市民的権利」のうえに連帯の実をあげてきた EC にとって当然の成り行きだと評価されます。ところが、この意味での同盟市民権の行使が外国人によってその居住する国の一國市民権の行使と同様の役割を果たす場合は重大な問題を孕みます。とくにフランスの場合は、今日の第五共和制憲法(一九五八年)は第二次大戦後の第四共和制(一九四六年)と同様に、その前文において、かの一七八九年の「人権・市民権宣言」を積極的に引用してその価値を擁護していますが、そこにおける主権不可分原則や主権在民原則がいま再審に付せざるをえません。

すでに指摘したように、単一貨幣制度への移行、裏返して言えばフランの放棄とは、通貨政策の委譲であり、また金融政策のブール化であります。これらのことが、ヨーロッパ連合市民の享受するに至った自由移動権によって生ずる領土と国民の国家による統治権の委譲であること、言うまでもありません。またこれに加えてフランスの場合自治体選挙が同時に上院議員の選出母体の形成と同じ意味をもつので、ここに外国人が上院選挙に影響を及ぼすこととなります。ここからマーストリヒト条約の違憲性が最高裁判所である憲法評議会で判定されることになりました。自治体選挙権と共通ビザと単一通貨制に関するマーストリヒト条約の諸規定は、憲法違反であり、憲法改正を正規に行なうことなしには、批准過程に入ってはならないという判定が出されました。政府は、この判決のなかにこの条約そのものが憲法違反であると評価されているのではなく、裁判所の指摘する憲法条項の改正が議会によって遂行される限りにおいて批准手続きに入りうるものと判断し、現在改憲手続きを推進しております(六月二〇日時点でフランス国民会議は、上院で憲法改正案に関して賛成三八八、反対四三三の圧倒的多数で可決。さらに上下両院合同会議における五分の三での可決が必要とされねばならないことになっております。同会議は六月二九日開催、可決。なお九月に国民投票の予定)。

この連合市民権と自治体選挙、そして欧州議会議員選挙。この二次元の市民権行使活動によって、一國国政レベルでの市民

権行使が夾撃されている。しかし、この後者がその意義を失ったわけではない。しかし近世以来、国際関係として対外関係の単位主体であった国民国家とその契約論的支柱たる一國市民権が、下から、また上からの、市民権行使活動によってその比重が低下する。他面では、ヨーロッパという歴史的空間における国境の内外を越えた諸地域の再生ないし多様性が近世国家の法的擬制のもとでの抑圧を排して現出し、しかもそれらの間の対立を含みつつ調和する道の発見が模索されている。それは確かに、歴史の新しい始まり、歴史の再開と言うべきものでありましょう。

三 企業主義的社會國家としての日本

(1) 企業主義社會國家の概念的自己了解

アメリカのラディカル派エコノミストが、戦後経済を支える社会的・制度的特徴として(1)バックス・アメリカーナ、(2)大企業と産業別労組との労働平和、(3)資本と市民との合意を指摘しました。これはイギリスの政治学者ジェソップが、レギュラシオン・アプローチを深めるための方法的省察として提示したシェーマ(図1)と、近年私が私見を発表する際の便宜のために作成した解析表(図2)で言えば、アメリカ産軍複合体による世界戦略は、同時に米加自由貿易協定の作成を含み、資本と市民との暗黙の合意と、資本と市民との明示の合意とを制度化

したものであり、偉大なアメリカ（福祉国家）をヘゲモニー・プロジェクトとし、フォード的成長様式の追求による蓄積戦略の遂行から、新自由主義的ヘゲモニー・プロジェクトによるポスト・フォードイズムへの当て所もない模索、しかも高金利政策と二国ないし二極間構造協議による蓄積戦略への転換が進められている。そこでは、上記三つの特質からなるコーポレートシステムとして、経済的社会的構成が特質づけられるのですが、その内部における個別作用主体は、経済における会社、政治における政党、言説における社会運動として、分節化される。そしてそれら三者の区別は、少なくとも、次元を異にする価値的に等価な存在である。

ところが、アメリカとの、また欧米との比較における日本にあつては、会社という経済領域における個別主体が、それ自体のなかに企業別労働組合を含み、また企業文化の育成に努め、分節されるべき領域である政治と言説の領域における作用主体たる政党や社会運動主体に対して、直接的な影響さえも及ぼす。この会社は、大企業であればあるほど、系列ないしグループを形成し、経営者団体内部での比重を争う。経営者団体は政財官の中核をなすものであり、その内部に制度化された妥協の形態を社会慣行化し、日米安保条約やアセアン等を地域的防衛組織とする。ただしその内部にあつては、経営者団体内に数個の組織が競合し、企業グループとしても数個のものが激烈な闘争関係に入っている。また系列内にあつても各会社は、系列内

図 1

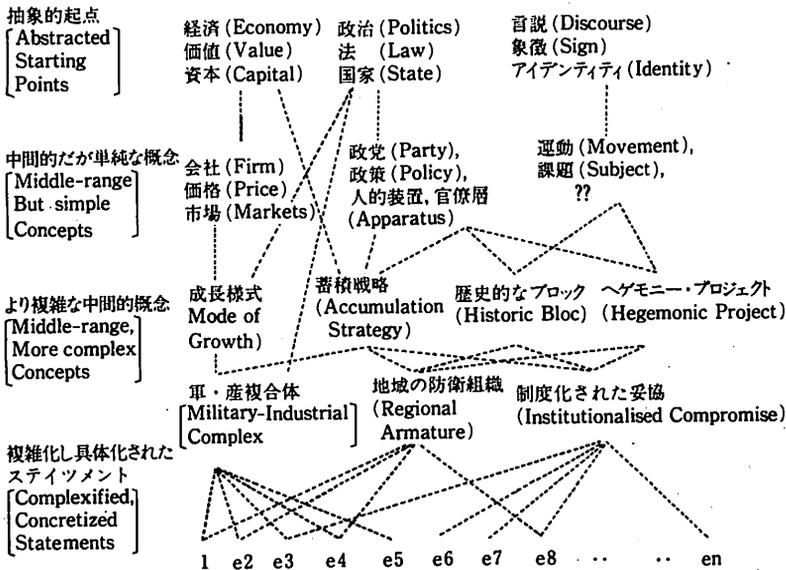
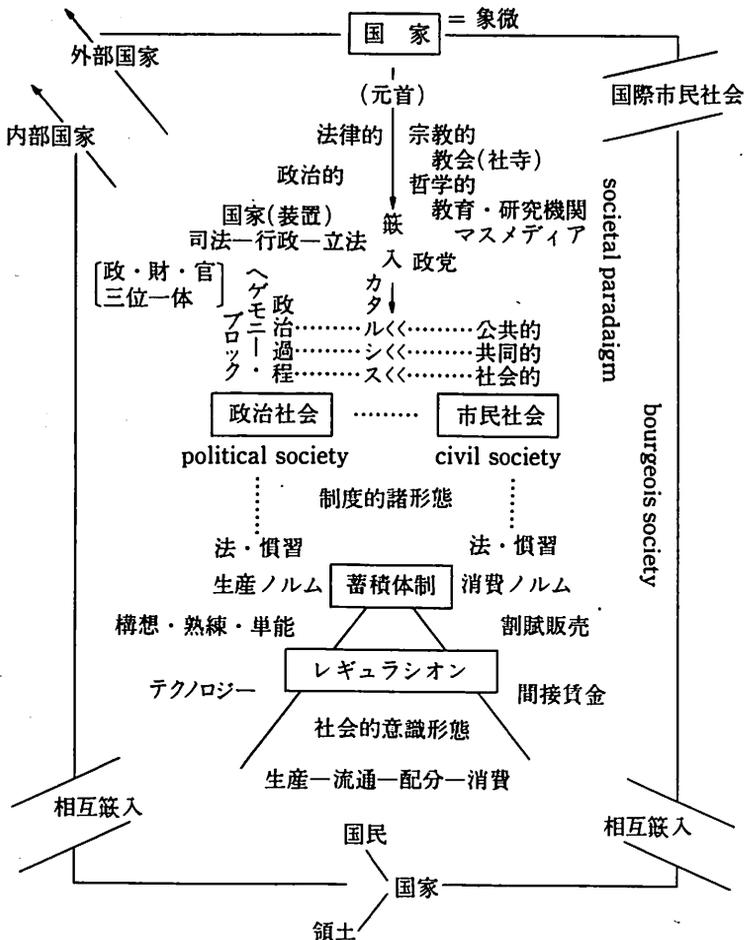


図2



競争を越えて系列間競争に参加し、過当競争を生み出している。そのダイナミズムによって成長様式は、例えばトヨタ的生産方式にみられるような独特な蓄積様式が創出され、不問のモデルチェンジと市場としての世界空間の地域別利用が推進されている。その全過程において会社は政党を育成し、社会運動に规定的なインパクトを与える。この意味で企業が社会生活の核心をなし、また市民社会としての共同的・社会的機能の国家機能化を媒介している。この意味で企業主義が社会の支配的な原理となり、国家形成のヘゲモニー・コンセプトとなる。私の解析図で言えば、企業主義が、レギュラシオン様式・蓄積体制を規定し、市民社会諸機能の政治過程を経た国家的制度化を媒介している。この意味において日本は、企業主義的な会社国家であると評することができる。

戦後の日本社会は、なんと

も敗戦直後における農地解放、労働三権確立、財閥解体という戦後民主主義の三大支柱のうえに成立するものであり、朝鮮戦争の特需によってスプリングボードを得た資本主義の再編が総評との間で春闘という制度化された妥協のうえに進展し、六〇年代の高度成長を公共投資政策によって拡大された国内需要によって裏付けられつつ実現し、七〇年代の石油危機を省力・省エネの国民的合意形成の好機に転換させ、その先端的表現としてME革命とメカトロ産業化に成功した。その過程において、戦後成長しつづつあった市民社会は、政財官のそれぞれの時期に提起したヘゲモニー・プロジェクトとそれを推進する歴史のプロックによって政治社会化され、著しく企業主義的な社会国家が形成された。

その場合、日本における資本主義的發展とは、政治社会における市民社会の吸収と後者の前者からの自立闘争が労資間の対立構想、そして資本による労働の制御化とともに進行したのであった。それは、ジェソップ図式で言えば、もつとも基礎的な地平において経済が政治を吸収し、交換価値が市民法の内実を決定する過程であった。そしてまた、経済が思想とその表現、つまり言説の内容を剝り貫き、商品価値が一切のものの象徴としての意味を担うにいたる過程であった。それは資本として目に見える経済主体が、国家という姿をとった政治的作用因に规定的な影響を与え、国民意志ないし市民アイデンティティーを規定する過程であった。資本が生産・流通・分配の全過程を通

じて運動し、諸経済主体の最終的消費においてその社会的機能を発揮するとき、国家に凝結した政治社会が、その循環過程に相応しい法を整備していた。そして、生産―消費の全プロセスにおいて、生産者および消費者としての意識活動のうちに社会的自己意識を再生産させていたのであった。

それらの全過程のどこに注目するかによって経済学が、また政治学が、あるいは社会哲学が、日本の現実に照らして、しかもそれから自律した概念装置として構成されるはずである。

近代西欧における市民社会の概念は、ヘーゲルからマルクスを経てグラムシに至るまで、社会形成の自己了解における中核的概念であった。そのようなものが現代日本の自己了解においても、有効であるように私には思われる（ただしここに言う市民社会とは、歴史的存在としてのブルジョア・ソサイアティとは直接的に同じではない。それはルソーにおいてそうであったように、歴史具体存在としてのある事実を指すのではなく、ある事態の批判的自己了解のための概念として存在するのであります。ヘーゲルがビュルガリツヒ・ゲゼルシャフトとして『法哲学』において念頭に思い浮かべていたのも、私がいま述べたこととそう違うものではありません。つまりビュルガリツヒ・ゲゼルシャフトとはあくまでも法哲学の概念だ、ということをお忘れないようにしたいものです）。

企業社会と市民社会

——トヨテイズム日本をこえて

山田 銳 夫

名古屋大学教授

企業社会と市民社会

平田（清明）先生の基調報告のあとを受けまして、私としては問題提起といえますか、本日のテーマである「現代市民社会と企業国家日本」について考えていることと申しますか、それをお話しさせていただいて、いろいろとご批判をいただければと考えています。このフォーラムでは、「企業社会（あるいは企業国家）」「市民社会」そして「日本」というのがキーワードをなすようですが、「市民社会」ということにかんして私のいだいているある感慨を述べさせていただくことから、話をはじめたいと思います。

じつは「市民社会」という言葉ないし見方を、私は学生時代以来、ほかならぬ平田先生から学びまして、はじめはよく分か

らなかつたのですが、その後いろいろな機会をとおして、なるほどと合点がいく経験をしてきました。平田先生は、すでに二〇年以上前、マルクス思想のなかに「市民社会」を読みこまれて、「市民社会の思想家マルクス」という像を押し出され、こうして「階級社会」一本槍の当時の日本のマルクス主義的常識に対して、まことにショッキングな問題提起をなされた。そればかりでなく、返す刀で当時の現存社会主義国（中ソ対立やチエコ事件が問題になっていた）に対して、それは「市民社会なき社会主義」でしかないと激しく批判された。ご存じのとおり、それは『市民社会と社会主義』（岩波書店、一九六九年）という本にまとめられた。それからほぼ四半世紀後の今日、この本は依然としてみずみずしい生命力をもっています。近年のソ連・東欧で起こったことが「市民革命」とも言われているよう

に、そうした「市民社会なき社会主義」はついに崩壊した。かわつて——やや不正確ではありますが、あえて表現すれば——「社会主義なき市民社会」の方向へと歩き出した。そういう現実が、『市民社会と社会主義』の今日性を何よりも雄弁に立証しているかと思えます。

このように「市民社会」という見方は、旧「社会主義」国の批判的分析にとって大変に有効な概念であることを実証しました。ところで、「社会主義」の崩壊を目の当たりにした日本人の多くにとつては、「日本はあんな社会主義でなくてよかった、日本には民主主義があつてよかった」というのが、正直な感想ではなかつたかと思えます。また最近では、アフガニスタン、フィリピン、タイの情勢が世界の耳目を集めています。そのニュースを聞く私どもは、「こういう国は民主主義が発達していかないなあ」と内心思いつつ、あらためて「日本には民主主義（市民社会）があつてよかった」と実感しているのではないでしようか。

こういつたことの中に、私は二つのことを感じます。第一には、「市民社会」という言葉（というより、センス）が、日本でもやつと学界用語（スミス学、マルクス学）であることを越えて、ふつうの日常語になってきたなあという思いです。われわれは、もつともつと「市民社会」を日常の生活レベルの言葉——言葉としてだけでなく、生活そのものにおいても、またセンスとしても——として定着させていかなければならない、

と思つています。

と同時に第二に、このこと以上に強く感じることは、日本は本当に市民社会であるといえるのかという疑問です。かつて平田先生は、「市民社会」でもつて「社会主義国」を批判されたが、もちろんその背後には「市民社会」でもつて「日本」を批判的にとらえなおそうという構想が秘められていた。「市民社会なき社会主義」批判の背後には、「市民社会なき日本資本主義」批判があつた。その「市民社会なき日本資本主義」批判の構想が、バブル崩壊後の今日にいたつて、やつと広い共感を得ているのが現状ではないか。日本人は、一方では社会主義国やタイの現状を見て、「日本には市民社会があつてよかった」と思つているかもしれないが、しかし同時に他方では、「日本には本当に市民社会があるのか」という疑問をもちはじめた。最近の例でいえば、証券会社・銀行の不祥事とか、長時間労働・過労死とか、低い労働分配率をめぐる論争とか、——とにかく、日本という社会はなるほど数字のうえでは「経済大国」かもしれないが、どうもどこかおかしくなつてしまつていゝのではないか、という疑問です。

そして、その「おかしくなつてしまつた」原因の大きな部分として、企業・会社という問題に気づきはじめた。われわれふつうの市民と企業・会社との関係がおかしくなつていゝのではないかという疑問です。「経済大国」というけれど、その実は「企業大国」でしかないのではないか、という疑問でもありま

す。もう少しいえば、日本は「市民社会」というよりも「企業社会」といった方がよいような現実ではないか、ということに多くの人が気づきはじめた。企業社会・会社社会への疑問が噴出してきた。その意味で、「企業社会」対「市民社会」という問題設定が現実感をましてきた。少なくとも、日本企業のいままでの行動を前提とするかぎり、企業は市民社会に対して冷たい、むしろ圧迫しているのではないのか、——そういう疑問が噴出してきたわけです。

かつて「市民社会」はソ連・東欧の「社会主義」に対置され、それを批判する原理として大きな役割を果たしたわけですが、今日、その「市民社会」は——「社会主義」ならぬ——日本の「会社主義」に対置されそれを批判的に乗り越える概念として、あらためて受け入れられようとしているのではないかと。

「市民社会」と「日本」の問題がやっつくついできて、広く受け入れられるようになったし、そのとき日本の問題とは「企業社会」ということばでとらえられる何物かとして認識されてきた。「企業社会と市民社会」という問題設定が、ようやく現実味を帯びてきたし、市民社会論をそういう方向で展開していく素地ができてきた。私自身も「市民社会」の概念をそういう方向で練りなおしていきたいと考えているわけです。

フォーディズムからアフター・フォーディズムへ

そういう論点について、私は日本人による先駆的なお仕事と

ならんで、フランスの新しい経済学「レギュラシオン理論」からも示唆を得てきました。とくにレギュラシオン学派による各国の比較分析を学んでいるなかで、日本における企業主義の功罪について考えさせられましたので、ここで簡単にレギュラシオン理論というものを紹介させていただきます。

レギュラシオン理論が現代資本主義をどう把握しているか、が当面の問題です。ご存じのとおり、第二次大戦後から石油ショックあたりまで、いわゆる先進国はひとしく高度成長をとげたわけですが、その体制を「フォーディズム」と呼びます。そのメカニズムについて、いろいろと細かい分析をしているのですが、要するに大量生産—大量消費の体制です。大量生産方式によつて高い生産性が確保され、高い経済効率が実現した。それが大量消費に結びついて、高い需要が喚起される。そういう体制がフォーディズムですが、問われるべき決定的ポイントは、では一体なぜ、それが戦後になってはじめて成立したかということですか。というのも、たんに大量生産ということなら、戦前から、いや二〇世紀はじめから、すでにあったわけです。その大量生産が大量消費と連動するようになったのが戦後のマクロ的特徴ですが、レギュラシオン学派は、たんに新しい技術革新とか、ケインズ政策とかに、その答えを求めない。そうではなく、もっと根本的に新しい制度の出現に、あるいはそういう制度を生み出す新しい妥協や合意の形成に、解答への鍵を見いだす。それが「レギュラシオン（調整）」と言われるもの

です。

とくに労使間の妥協が問題となりますが、一言でいってしまえば「生産性に比例した賃金」です。生産性の上昇のために労働者は協力する、つまりテラー主義という疎外的な労働方式を受け入れる。その代わり経営者は、上昇した生産性の成果を利潤として独占するのではなく、賃金上昇にも振り向け、つまりは生産性上昇益を労働側にも分配する。それが生産性に比例した賃金という賃金形態ですが、これは戦前にくらべれば公正の度が高い。テラー主義受容—対—生産性比例賃金という労使妥協こそがあの大量生産—大量消費を媒介し操縦したのであり、その結果として戦後のフォーディズムの高度成長がもたらされたのだ、と見るわけです。だからフォーディズムから得られる教訓は、社会的公正なしには長期的な経済的効率はありません、ということになります。

そのフォーディズムは、一九六〇年代末ないし一九七〇年代初頭から危機を迎えた。それについては省略しますが、とにかくその危機のなかで、各国が新しい成長体制モデルを求めて競いあっている。それが「アフター・フォーディズム」と呼ばれる現代です。それについてレギュラシオン学派は、代表的な三つのモデルを検出しています。

第一はアメリカ・モデルであつて、早い話、これは旧来のフォーディズムのままです。もつともフォード的労働編成はもはや効率的でなくなつてしまつたらうに、かつての労使妥協が崩

されて、生産性分配が前よりも不公正になつてしまつた。効率も公正も劣る。だからネオ・フォーディズムと呼んでおきます。

これに対して第二は、ドイツ・モデル（ないしスウェーデン・モデル）です。ここでは、労働編成の面でフォーディズムを乗り越え、フレキシブルな生産によつて新しい生産性の源泉が開発されつつある。と同時に生産性の分配面では、フォーディズム的な妥協からさらに進んで、社会福祉（スウェーデン）や労働時間短縮（ドイツ）に積極的に取り組む。いわば新しい効率と公正を両立させていこうとする道であつて、これをとりあえずボルボイズムと呼んでおきます。

さらにもう一つのモデルが、じつは日本であります。比喩的にトヨタイズムと言います。その日本の道の特徴は何であろうか。生産性はドイツ以上に高く、いわば最も効率的な生産方式を確立している。その基礎にあるものとしては、日本独自の系列関係、企業集団、かんばん方式、多能的熟練労働者、QC活動、さらには終身雇用、年功賃金、企業別組合（いわゆる企業の三種の神器）、あるいは内部労働市場など、いろいろな点が指摘されている。と同時に分配面では、労働分配率の低さ、長時間労働・過労死、生活（地域・家族）の空洞化、社会福祉の貧困、企業規模（大小）や雇用形態（正社員・臨時雇用）による格差などが指摘されており、生産性成果の還元があまり進んでいるともいえず、公正だともいえない。そのような

「公正なき効率」の日本を生み出したものは、さて一体何であらうか。というところで、つぎの論点にはいります。

企業主義の構造

国際比較から見たとき、トヨタイズム日本が「公正なき効率」のシステムとして特徴づけられるとしたら、そういう特質をもたらした日本的な調整様式のありかたが問われなければならないでしょう。これについて本格的に研究するためには、戦後日本経済のマクロ的構造を説明する作業と、それをもたらした各種制度の役割を明らかにする作業とを並行してすすめる必要があります。そのうえに立って日本的な調整様式とは何であったのかという形で、研究プログラムを進めていかなければならない。残念ながらまだ、そういう研究を進めていない現状です。ここで、ここではひとつの有力な仮説である「企業主義」という見方を採用して、この観点から戦後日本（ないしトヨタイズム日本）を整理してみようというわけです。

この見方はすでに日本でも、いちいち名前をあげることが省かせていただきますが、多くの研究者によってさまざまな形で提起されており、今日の話もそれらに大いにヒントを得ております。またレギュラシオン学派のB・コリアも、この企業主義仮説に傾きつつあるようです（『逆転の思考』藤原書店）。いずれにしても、私のオリジナルでも何でもないのでありますが、戦後日本に形成され現代日本人の思考と行動を規定している「企業中心

主義」「会社第一主義」にポイントをしぼって、そういう企業主義の構造を問うてみようというわけです。さしあたり日本の労働者のうち、いわゆる「大企業正社員」と呼ばれる層に焦点をあてて考えてみます。論点は三つです。

第一に、戦後日本の企業は株主を外部化したかわりに、労働者を内部化することに成功しました。法人間での株式相互持合が支配的になるなかで、株主総会は形骸化されるし、配当性向は低いし、というように、株主はいわば企業の外へ放逐されてしまいうわけですが、そのかわり日本企業は労働者を内に取りこみます。経営は所有と手を切ったかわりに、労働者を内部に包摂して、従業員の能力とモラルの向上に最大の関心をよせた。他方、労働者も次第に、企業への協力が自分たちの経済的メリットにつながることを発見していったわけです。こうなると労働者は、企業と利益を共有するだけでなく——株主にかわって——リスクをも共有（負担）するようになる。たとえば企業業績が悪いときには、企業のために必死になって働くし、賃上げ要求を自粛しさえすることもあったわけです。こうして労働者と企業の間には長期の安定的関係が樹立されたのが、戦後日本であらうと思います。その背後には、例の終身雇用、年功序列、企業別組合という三種の神器もあずかって力あったことでしよ

う。

さて第二に、こうして企業に統合された労働者は、典型的（欧米的）な資本主義的労働者とはある種の乖離をしめすこと

になります。つまり経営に統合され、労働に自発的に参加し、責任を分担する労働者とは、語の本来の意味での「労働者」ではない。それこそ「会社人間」とか「企業戦士」とか呼んでもよいのですが、とりあえず「企業人」と呼んでおきます。

日本の大企業はこのような企業人から構成されているわけです。このとき、企業内では、たしかに上下の位階秩序が存在しますが、しかしそれは西欧的な階級秩序のような明白な境界線をもたず、地位・所得格差もそれほど大きくなく、昇進の可能性も広範に開かれている。階級区分や所得格差よりも、企業人としての同質性・平等性の方が支配しているわけです。だからこそ日本の労働者（企業人）にあっては、階級帰属意識よりも企業帰属意識の方が強く、企業は自己の「分身」にさえなってしまう。労働者にとつての対立意識は対・経営者に向けられるよりも、対・同業他社に向けられるわけです。

労働への自発的参加、経営責任の広範な諸層への分散、企業

帰属意識の強さは、従業員の「義務の無限定性」とワンセットをなしている。アメリカ・テラー主義は、義務や責任をできるだけ定量化し限定化するという思想と合意のうえに成立してきますが、日本ではこれと正反対に、義務や責任は無限定的となります。例えば、上司の恣意的依頼や同僚の手助けのための仕事は忽然とかぶさってきますし、残業や長時間労働、サービスクラスやフロンティア残業が日常化してきます。こうして企業は企業人にとつて一つの「共同体」になり、しかも唯一の共同体になってくるわけです。それは労働の共同体であるにとどまらず、全生活の共同体であり、さらには運命共同体でさえある。しかもそこでは、従業員の相対的な平等性があり責任が広く分散されていて、仕事へのインセンティブが強い。従業員は労働に自発的に参加するだけでなく、他を忘れて労働にのめり込んでいきやすい。コリアは日本企業を「インセンティブによる参加」の構造と規定しています。

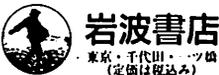
全12巻
シリーズ
現代の経済

金融変動のメカニズムを鮮やかに分析
金利・為替・株価の政治経済学 植草一秀
7月30日刊
激動する金融のメカニズムを分析し、日本経済が抱える課題を解明。定価二〇〇〇円

既刊4冊
豊かな国、貧しい国
本山美彦 定価二〇〇〇円
高齢化時代の社会経済学
宮島洋 定価二〇〇〇円
地球環境と資源問題
森俊介 定価二〇〇〇円
ストック経済の構造
岩田規久男 定価二〇〇〇円

経済学辞典 第3版

大阪市立大学経済研究所編 現代経済学の最新の業績を集成大成した全面的改訂版。菊判一五三四頁 定価八五〇〇円
刊行記念特別定価 七八〇〇円
(特価提供期限'92年10月31日)内覧会本道直



岩波書店
東京 千代田 三ツ橋
(定価は税込み)

第三に、企業人が経営に主体的に参加し、能力や実績いかんでは誰にでも昇進の可能性があり、そして企業は個人の能力を長期的に判定するわけですが、このことは、企業人相互間で昇進をめぐるはげしい能力主義的競争が展開されるということを意味します。企業人とは、その意味で競争の魂を付与された労働者であり、資本家イデオロギーを内面化した労働者です。こうして、義務の無限定性という共同体的側面にくわえて、この能力主義的競争という資本主義的側面からも、ふたたび企業人の仕事や会社への没入という事態が必然化されるだけでなく、逆に企業人にとつても、その最大の幸福にして人生の目標であるものは、自己の企業内成功（社内的昇進）と企業そのものの社会的成功（社会的昇進）へと収斂してくるわけです。

以上のような要素ないし構造を生みだしつつ、戦後日本において「企業社会」というものが確立して行く。国際比較のなかには日本を置いてみると、トヨタイズム日本はきわめて高い生産性をあげている一方、その生産性の分配においてあまりよい成果をあげていない。あるいは日本は、効率においては世界一（経済大国、企業大国）だが、公正においては遅れている（生活小国）。それを根底で規定しているものは、この「企業社会」「企業主義」ではないかと思つてゐる次第です。「経済大国」と「生活小国」の共存という、日本の不思議なマクロ・パフォーマンスを「調整」しているものは、そのような「会社主義」ではないのでしょうか。

ふたたび企業社会と市民社会

以上のように、日本の企業社会は従業員の「ヤル気」をじつにうまく引き出すことによつて、世界一の生産性をあげ「経済大国」日本を築きあげてきたわけです。しかしその反面では、日本のなかに大きな亀裂というか、歪みをもたらしただことも事実です。しかも今日、それが集中的に露呈されており、日本社会はこの企業主義の克服ぬきにはどうしようもないところへ到達したかに思われるのです。企業主義がもたらした負の側面を二点ほど拾いあげておきたいと思ひます。

第一に、「企業人の共同体」なるものは、あくまでも大企業男子正社員の共同体であつて、同じ勤労者のなかでも大きな比率をしめる中小企業労働者、女性労働者、臨時工、パートタイマー、外国人労働者などはこの共同体から排除されています。大企業正社員であつても、企業に同化できず無限定の義務を負おうとしない「異端者」は、陰に陽に排除されます。さらにまた、非労働人口（老人、主婦、子供）も排除される。排除されたこれら諸層は二級市民として差別されるわけで、結局のところ「企業社会」とはエリートの共同体であり、いわばエリートのための「平等」の世界であるわけです。かりに社内においては「平等」だとしても、社会全体としては明らかに平等は存在せず、そういう意味で日本社会はいわば「二重社会」となつてゐるようです。

第二に、この企業主義によって、企業人をはじめ全日本人は市民生活を失ってしまいました。とくに「仕事人間」としての企業人は、家族生活、地域活動、サークル活動、政治活動には関心がないし、そのための時間もない。企業人がこうして喪失した市民生活は、主として女性によって担われてきましたが、そこから男女文化の断絶が生じてしまった。男女間にコミュニケーションが成立しなくなってしまった。いや男女間にかぎらず、職業の壁をこえたところでの市民的会話がなくなってしまった。つまり「企業社会」は、戦後日本にできかかっていたかもしれない「市民社会」を窒息させてしまったわけです。

そういう決定的なマイナス面に加えて、じつは近年、企業主義の成功そのものが企業主義を崩壊させていくような諸要素を生み出している。その兆候を思いつくままに拾いあげておきますと、まず第一に、貿易摩擦の問題があります。日本経済は高い生産効率にもとづく強い国際競争力をバックに、一九七〇年

代以降、「輸出攻勢」によって成長してきましたが、周知のとおりこれは「貿易摩擦」を引き起こし、さらに日本経済の不正性(長時間労働、系列取引、閉鎖的市場)に対する国際的困難を呼び起こしました。そこから前川レポートなども出されて、内需主導型経済への転換が叫ばれましたが、この転換はそれほど簡単ではない。石油ショック後の日本は、そして企業人は、あたかも「資本主義国民はその商品の消費および総じて消費過程を他の愚かな国民に一任しておいて、反対に生産的消費(つまり生産)を自己の一生の任務にすべきだ」(『資本論』での重商主義評)といわんばかりに、モノづくりに励んできたわけですが、そこにひそむ価値観や富の概念を変えることなしには、内需主導型にはならないのではないのでしょうか。いや、そこまです言わなくても早い話、内需型への転換はそもそも、企業人(働きバチ)自身が消費生活や余暇時間を充実させることをぬきにはありえないでしょう。



アジアン経済

渡辺利夫 足立文彦 著

百瞭然 混沌のエイジアン・エコノミー。

● B5判
● 定価2,000円
● 好評発売中

人口一億の巨大国家から一六〇万の都市国家まで、規模・貧富・文化あらゆる面で極端なまでの多様性を内に抱えこむアジア。本書は、膨大な量のデータを、図表を駆使して混沌のアジア経済へ肉迫し、発展への道を探る。



日本評論社

第二に、企業中心的価値観や男女文化の断絶に対して、女性の側からの反乱がはじまっていることは、周知のとおりです（定年離婚、少産化、女性ネットワークなど）。同じく青年層からも、無言の反抗がはじまっています（フリーター、休職日数による就職決定など）。第三に、今日、経済のサービス化（第三次産業化）がすすんでいます。サード産業は本質上、企業規模が製造業とくらべて小さい。そのことが従来の日本の労使慣行（終身雇用・年功処遇）を切り崩していく可能性は大きく、ここから企業社会はほころびてゆかざるをえないでしょう。そして第四に、利益第一主義に走った企業による財テクは経済のバブル化をもたらし、そしてバブルのつねとしてそれは破裂したわけですが、こうしたバブル経済とその崩壊劇は、日本企業の行動が明らかに反社会的なものになったことを露呈させたわけです。そして企業人の「理性」はそれを予防しえなかっただけでなく、むしろふつうの市民の理性と対立的であることが判明してしまつたわけです。この点でも企業主義・会社主義は行きづまってきました。

こう見てくると、戦後日本の「繁栄」「成功」といわれているものは、企業社会が市民社会を呑みこみ窒息させることによつて得られたものでしかなかつた、と言いたくなります。たしかにある意味では、日本の企業主義は一つの成功をおさめました。しかし企業社会はその成功そのものによつて、次第に浸蝕されつつあるというのが、今日の姿です。したがって、歴史の

そういう場面に立ち会っているわれわれがなすべきことは、企業をもういちど市民社会のなかへ正しく位置づけなおすということでしょう。それに足るほどに、市民社会を育てあげるといふことです。個人の生活スタイルの面から言いかえれば、「会社生活におぼれて個人生活がない」状態から「市民生活のなかに会社生活を正しく位置づける」ということでしょう。それが日本経済に「公正」を樹立させる道である、と確信していきましょう。

フォーダイズムはすでに過去のものとなつたわけですが、私たちがその歴史的経験から学ぶべきものは、「社会的公正なしには長期的な効率達成しえない」ということでした。日本経済にいちばん必要なことは、その「社会的公正の確立」ということであり、それはとりもなおさず「市民社会の確立」ということだと思ふのです。

今日のお話の冒頭で、旧社会主義国の動きを——いささか不正確な表現ではありますが——「市民社会なき社会主義」から「社会主義なき市民社会」へ、という形で述べました。それとの比喩でいえば、今日の日本に必要な方向は、「市民社会なき会社主義」から「会社主義なき市民社会」へ、という形で要約できるのではないのでしょうか。その意味で、平田先生の『市民社会と社会主義』から二十数年、今日の日本で書かれるべき本は『市民社会と会社主義』ではないか、と思つている次第です。

スウェーデンモデルか、日本モデルか

加藤 哲郎

一橋大学 教授

ワーカホリック・ソサイアティ

今日のテーマは「現代市民社会と企業国家日本」ということです。私なりに表題をつければ、「スウェーデンモデルか、日本モデルか」となります。スウェーデンの話は時間の関係でありできませんが、企業社会ないし会社主義と呼ばれるものが支配することによって、いったいどういふゆがみが日本に生まれているか、それに対比されるべきオルタナティブの社会とは何なのかという問題を、お話ししたいと思います。

スウェーデンか日本かというのは、実は、市民社会か企業社会かということとほとんど同じです。私のイメージでは、スウェーデンが市民社会の一つの典型、日本が企業社会であるということなんです。実は、これは二十一世紀を前にして、世界

の人々が抱える大きな選択肢になっていると思えます。(詳しくは、加藤『ソ連崩壊と社会主義』花伝社、一九九二年、第九章、スウェーデンについては、岡沢憲英『スウェーデンの挑戦』岩波新書、一九九一年参照)。市民社会のほうは、civil society というので英語で簡単ですけれども、企業社会というのは、英語に訳すのが難しい言葉です。カンパニイズムとかコーポレート・ソサイアティとかと直訳すると、違つた意味、ニュアンスになってしまう。そこで、『タイム』とか『ニューズウィーク』を読んで、欧米の人がどういふふうに日本を特徴づけているかを見たら、ワーカホリック・ソサイアティ (workaholic society) と書いている(笑)。つまり「働き過ぎ社会」と英訳するのが、どうも正確なようです。日本は働き過ぎであるというところから、企業社会の最大の特徴があると思えます。

けれども、その前に、「ソサイアテイ」の方にも、問題があります。平田清明先生の『市民社会と社会主義』の続編で、『社会形成の経験と概念』という本が、一九八〇年に出ています（岩波書店）。

そのなかで、平田先生が、有名な哲学者の森有正さん、パリ大学日本館長を長く勤めておられた方ですが、森さんの部屋で話し合った会話を、森さんが亡くなられたときの追悼文のなかで書かれています。そこで森さんは、「社会主義や共産主義をうんぬんする前に、社会をつくるのが日本にとっては問題ではありませんか」と平田先生に言っています。長くフランスでくらし森さんは、「主義」を付ける前に、日本にはいったい「社会」があるのかという問題を出されたわけです。

日本にはなかったソサイアテイの基盤

実は、一二〇年前に日本に西欧語の *society* という言葉が入ってきたときに、まったく同じ問題が起こっています。つまり、日本には、明治維新前にはソサイアテイがなかった。社会という言葉もなかったわけです。その *society* という言葉をどう訳すかで、明治の先学たちは大変な苦勞をしました。

この場合、社会というのは、「国家」と対比される意味での「社会」です。日本には、国家の方は、聖徳太子の一七条憲法からありますから、すでに一〇〇〇年以上にわたって存在している。ところが、この国家とは違う、人々がつくりあげる社会

というものが、日本には存在しない。それをどう訳すかというので、明治の先達は苦勞しました。福沢諭吉は「人間交際」などと訳しました。つまり、諸個人のコミュニケーションとか付き合いという意味に訳したわけです。

中村正直という、当時の有名な翻訳者は、これを「会社」とか「仲間会社」などと訳しました。現在の会社に当たる言葉、つまり *company, enterprise, firm* という言葉も、当時の日本にはなくて、中国語からの「公司」とか「組」「講」などはあったのですが、カンパニーをどう訳すかも問題だったわけです。カンパニーの方の訳語には「社会」というのがありました。カンパニーが社会で、ソサイアテイを会社と訳した。いまの会社社会にピッタリのような訳し分けがありました。

岩波書店から出ている『広辞苑』第四版を引けば、「社会」という言葉には、一八七五年にはじめて福地源一郎によって訳されたソサイアテイの訳語であると解説がついています。

では、なぜ福沢諭吉たちは、ソサイアテイという言葉になかない訳語が見つからなかったのでしょうか？ いろいろない理由があります。

一つは、国家というものが圧倒的に強くて、国家の外に何らかの自分たちの独立空間、仲間同士の交際の社会をつくるということが、非常に難しかった。なにしろ日本の国家は、大宝律令の時代にも、公地公民、すべての人が国家の一員であるといふかたちで始まったもので、幕藩体制も「奉公」の体系でし

た。国家から外れた空間は許されなかった。明治維新は王政復古ですから、究極的に天皇制の權威から外れた空間というのが、許されなかつたわけです。

そればかりではありません。西欧語のソサイアティが意味するのは、人々の水平的なつながり、同じ立場で、同じ高さの目線をつながり合うという関係ですけれども、これがないわけです。つまり、人々は、身分制、士農工商の世界のなかで長く生きてきました。同じ身分の中にもハイラーキーがあつたので、ソサイアティという人間どうしの横のつながりを、うまく実感できない。こういう関係になつていくわけです。

さらに言いますと、欧米のソサイアティというのは、単位が自律的な個人で、個人と個人がいま言った対等の関係でつながりあうわけですが、その場合には、個人と個人は対等・平等だが異質なものであるということが前提になつていく。つまり、いろいろな出自、考え方、いろいろな立場の人が集まつて、それでもコミュニケーションしあい、交際できるものがソサイアティなわけですから、それがどうも日本にはない。

それでは日本には何があつたかという点、福沢諭吉風に言うと、「世間はあつたけれども社会がない、つまりソサイアティがない」となる。この「世間」とは、一つのムラのないしいエ的なつながりで、身分制的に仕切られ、商人なら商人の世界だけ、それも家父長制的イエ単位という、異質な他者とのつながりが非常に弱く、かつ閉鎖的で差別的なものだつたわけです。

今日の日本でも「世間のしがらみ」とか「世間をさわがせて申しわけない」などと使われます。

ましてや、ヨーロッパの場合でしたら、いろいろな異人種・異民族が社会に入ってくるわけですが、日本の場合には、長い鎖国でそれもない。そうしたつながりのなかで、ソサイアティが実感できない。うまく日本語で表現できない。これが明治の資本主義化の出発点にあつた日本の姿だつたわけです。

今日、国家からの自立という意味では「世間のしがらみ」を残しながらも、「社会」が定着してきましたし、天皇主権からいちおう国民主権に変わり、それなりの社会の自律は見られます。それでは、欧米風の国家対市民社会の対抗、国家に對置しうるような市民社会、シビル・ソサイアティが生まれたかという点、これがまた難しい。シビル・ソサイアティではなくて、会社社会ないし企業主義社会が生まれた。それを英訳してみると、ワーカホーリック・ソサイアティにしかならない。こういう関係になるわけがあります。

日本社会をワーカホーリックと言ふのは、実に意味深長です。欧米の市民社会という観念は、労働の場からも中世職人のギルド的結合というかたちで生まれますけれども、基本的には非労働時間、つまり自由時間の方から生まれてくるものです。地域や家族やさまざまな個人のつながり合い、市民的公共性と言いますけれども、貴族たちのパーティとかサロンから、職人や労働者の居酒屋（バブ）から、農民のムラ祭りのなかから、

人々が対等・平等のかたちでつながり合い、対面関係で話し合
 って、さまざまな公的な問題を決めていくことのくり返しが市
 民社会という観念につながるわけです。したがって、当然のこ
 とながら、市民社会をつくり確保するためには、労働時間は短
 くなければいけない、おしゃべりするのもスポーツするのも人
 権だ、という関係になっていく。

ところが、日本の場合は、労働時間の方が異常に長いもので
 すから、市民社会をつくるための公的活動の余裕や私的生活の
 ゆとりがなく、私たちが「人間交際」をつくるのが非常に難
 しい。「会社づきあい」中心になってしまふ。一年は三六五日
 ですから、それに二四を掛けると八七六〇時間になります。そ
 のうち、一日一〇時間ぐらい、寝たり食事をしたりという時間
 がかかりますので、三六五〇時間ぐらい、基本的に生命維持の
 ために必要な時間です。そうしますと、残りが五一〇時間ば
 かりあるのですが、この五〇〇〇時間余りのなかで、労働のた
 めの時間にどのくらい時間が割かれているか、自由時間ない
 し公共的活動のための社会的時間にどのくらい割かれているの
 かということによって、その社会の「市民社会」度が相当程度
 に決まってくると、私は考えます。

過労死大国 Ⅱ 日本の実像

もちろん、そういう問題が、いま日米構造協議で問題にな
 り、政府でさえ時短を言っています。たとえば、三月末のこと

ですが、経済企画庁が「生活大国をめざして」という政府広報
 を出しました。それによりますと、日本の労働者はアメリカや
 イギリスよりも一年間で約二〇〇時間、ドイツやフランスより
 も年五〇〇時間も長く働いている。つまり、ドイツ人は日本人
 よりも一日約一時間半も自由になる時間をもっている。しかも
 そんなに働いた結果としての私たちの所得は、アメリカ、ドイ
 ツとそんなに変わらない。そのうえ物価は高く住宅は狭い。そ
 うだとすれば、私たちは、もうすこし労働時間を少なくしてゆ
 とりをもとうではないかと政府が呼び掛けているわけです。

その政府広報によりますと、日本の年労働時間は、一九九〇
 年の数字で二二二四時間です。つい先日、労働省から発表され
 ました一九九一年の数字は二〇〇八時間ですから、たいへん短
 くなりました。万々歳ということになります。しかし、これは
 まったく私たちの生活実態を反映しない、と言っている数字だ
 と思います。

朝日新聞四月五日付の「ひととき」という家庭欄に、ある銀
 行員の奥さんが書いた投書が載っています。

「夫三八歳、ある都市銀行の銀行員。勤統一五年、一日平均
 就労時間一四時間、通勤三時間余り。サービス残業月一〇〇時
 間以上、ふとんを温めることなく毎日が仮眠。毎日睡眠不足と
 闘っている。疲れている。お酒とゴルフのおつきあいのないだ
 けが救い。完全週休二日制とはいえ、土、日曜日は乳児のよう
 に眠っている。七歳の長女は『お父さんは金曜日の夜に帰って

くるんだよね」と言う。土、日以外は、お父さんのふとんはいつも空だから仕方のない言葉かもしれない。次女が入院した時、半日休んだが『そんなことで半日も休むのか』とは上司の言葉。行員一万人の銀行。毎日銀行内で歩く歩数二万歩あまり。……持ち帰り残業だけは、せめて廃止してほしい。」

この二万歩というのを何気なく読んでいたのですが、さっき五〇センチ掛けて計算してみたら、一日一〇キロ歩くことになるんです。この人の年間労働時間はどうかと考えてみますと、一日一四時間働いて通勤時間に三時間とっているわけです。一四時間計算でいきますと、大企業の年出勤日数というのが平均約二五〇日になっていますので、それを掛けると通勤時間を除いても三五〇〇時間になります。三五〇〇時間というのがこの銀行員の年労働時間なんです。これは、日本社会のなかでは、必ずしも例外ではないと思われるふしがあります。

それはどういふことか。政府統計では、一九九一年が二〇〇八時間だったと言っております。経済企画庁の政府広報では一九九〇年で二二二四時間となっている。多くの場合、二一〇〇〜二二〇〇時間ですが、これは、統計のとおり方によって計算が違っているのです。同じ政府の文書のなかでも省庁で、まだ部課によっても、違ってくるのです。いちばん多く使われる労働省の労働基準局賃金時間部労働時間課『毎月勤労統計調査』の計算方式でいくと、一九九一年が二〇〇八時間になる。

これがどういふかたちで計算されているかといいますと、三

〇人以上の企業で、所定外残業があると残業料を払わなければなりません。その所定外労働時間を含めて会社から申告のあった数字を計算しますと、一九九一年で二〇〇八時間、一九九〇年については二〇四四時間という数字になるわけです。

しかし、これには、いくつかの点で非常に大きなごまかしがあります。過労死弁護団が編集した『過労死』（窓社、一九九一年）という本で森岡孝二さんが詳しく批判しています。一つは、経営側に申告させて、帳簿上残業した時間だけを計算しているわけです。サービス残業や持ち帰り残業、お金の払われないう残業は入っていません。先ほどの銀行員のケースで言いますと、月に一〇〇時間もサービス残業したうえ、家にも仕事をもちかえています。一年では一〇〇〇時間以上です。このサービス残業は、労働省統計には反映されていません。

もう一つは、三〇人以下の企業を省いているということですが、われわれが企業社会という場合、民間大企業を思いうかべますが、ここで働いているのは、せいぜい労働者の数で言えば二〇%ぐらい、会社の数で言えばほんの一握りです。三〇人以下の企業というのが無数に存在し、就業人口の半分以上が働いているのが日本の特徴なんです。

この労働省の統計とは違ふ、総務庁の『労働力調査年報』には中小零細企業についても労働者自身に申告させた労働時間の統計があるのですが、それで推計しますと、三〇人以下の企業は三〇人以上の企業よりも、年に二〇〇時間は多く働いてい

ます。つまり、中小零細企業の方が労働時間が長いわけで、この分が計算に入っていないのです。

もう一つ、ついでに言いますと、総務庁の方の調査では、男性と女性の労働時間の違いも計算できません。ところが、日本の企業社会は男社会であり、女性は男性の賃金の半分、結婚したり子供が生まれたら退職しなければならぬという慣行があります。これは、雇用均等法が最近施行されましたけれども、ほとんど変わっていません。そうすると、女性の方は、早く家に帰って子供の面倒を見なければいけない、家事労働をしなくてはいけないというので、ほとんど残業がありません。

そこで、男性だけ、それも働き盛りの二五、四九歳の男子というところをとりますと、政府の先ほどの統計は二〇〇八時間だったのですが、二六〇〇時間以上の数字になります。つまり、国際比較で言われる数字、あるいは政府広報に使っている数字よりも、軽く五〇〇時間以上もオーバーしてしまいます。

しかも、これはあくまで平均です。産業別、職種別で労働時間が大きく違うのが、日本の特徴です。運送業、銀行、ジャーナリスト、営業関係の人たちは、もともと働いているのが実情です。こうした人たちは、だいたい朝七時には出かけて八時ごろには会社に着き、夜九時ごろまで働いています。それに平均出勤日数二五〇を掛けますと、だいたい三〇〇〇時間以上になります。私たちが「あの人はよく働いているなあ」と思っている人たちは、だいたい年三〇〇〇時間働いていると考ええ

ば間違ひありません。

日本の労働人口がほぼ六〇〇万人でありそのうち男性が三五〇〇万人ですが、そのうちの約一〇〇〇万人、つまり、男の働き盛りの三人に一人は、年労働時間三〇〇〇時間台でしょう。過労死弁護団といって、働き過ぎて死んでしまう過労死救済の一〇番をやっている弁護士たちがおりますけれども、そこに訴えてくる、あるいは実際に亡くなった実例のほとんどが、三〇〇〇時間のところでは何かおかしいということを訴え、三五〇〇時間以上で死んでいくんです。したがって、日本には、年三〇〇〇時間以上働く過労死予備軍が一〇〇〇万人存在するというのが、現在の日本の企業社会の実情です（この点は、川人博『過労死社会と日本』花伝社、に詳しい）。

これは、気の遠くなるような数字です。実は、最近、ドイツの経営者団体、日本で言えば経団連に当たるところのシンクタンクであるIW研究所というところが、先進二三カ国の労働時間の国際統計を出しました。これは新聞にも大きく報道されましたが、昨年、遂にドイツは年間一五〇〇時間を割って一四九九時間、それに対してアメリカが一八四七時間、日本は一三カ国中最も長く二二三九時間と計算された、というのです。この数字は別の労働省統計からとったものでしょう。ドイツの方は、一五〇〇時間ですから、日本の働き盛りの男性の労働時間はドイツ人平均の二倍というわけです。

そうすると、自由時間のほうはどうなるのか。これが問題で

す。労働省統計でも、すでに年五〇〇時間ほど、日本の労働者の労働時間はドイツやフランスの平均より多いわけですから、約三カ月は多く働いているという計算になります。今回のドイツが一五〇〇時間を割ったというのが正しいとすれば、三〇〇〇時間働いている人との関係では、ほとんど半年分の差になる。ドイツの労働者は日本の労働者の倍もゆったりと暮らしていることになりました。

事実、ドイツでは、金属労働者が九五年からの週三五時間協定をかちとりました。日本は建前が週四〇時間制で、実態は四四〜四八時間というのが平均で、五〇時間以上が多い。ドイツでは週三五時間段階になって、いま社会運動の側が求めているのが週三〇時間制、つまり、一日六時間で五日か、一日七時間で週休三日という段階に入ろうとしています。

日本は

それでは先進国の経済統計をとって、ドイツはこんなに休んでいるのだから経済が落ち込んでいるかといえますと、これが全然違う。購売力平価の生産性をとってみますと、それほど時間効率はよくないようです。効率がいいのは、一部の機械製造業、トヨタなどでありまして、全体の産業をとってみますと、時間当たり労働生産性は、日本を一〇〇とすると、アメリカが一六〇、ドイツが一三〇と、労働省の資料にも書いています。

そうすると、それにもかかわらず、日本がGNPが大きく、世界に大量に輸出しているのは何かというと、労働時間の方から来るわけです。長く働いていろいろムダをしながら作って

ると見たほうがよさそうです。経済企画庁のつくった自由時間についての国際比較統計というのがあります。これで見ますと、先ほど、眠ったり食べたりする以外の時間は五〇〇時間だと話しましたが、自由時間と労働時間を比較して、自由時間よりも労働時間が長いというのは、先進国では日本だけです。しかも、自由時間の内部にさえ企業的な関係、企業内の人間関係が入り込んでくるというのが、これまた日本的特徴です。

単純に労働時間のところだけをとっても企業中心ですが、いま一つは通勤時間があります。これは、どう考えたら会社のための時間です。この通勤時間が異様に長いのが日本の特徴で、これは運輸省の数字ですが、大都市圏ですと一日往復二時間が平均です。欧米の場合は、だいたい往復一時間以内があたりまえです。それだけで、すでに一日に一時間分ぐらい日本の労働者のほうが長いんです。それに通勤日数の二五〇日を掛けますと、通勤だけで二〇〇〜三〇〇時間、日本の労働者は欧米の人たちよりも多く会社のために時間を費やしている。

一日の仕事が終わった、残業が終わったというので解放されるかという、なかなかそうはいきません。「人間交際」ならぬ「会社つきあい」があります。そのつきあいの相手が、また会社の同僚か上司です。話す内容もだいたい仕事がらみで、上司の悪口とかのうさばらしです。つまり、アルコールも会社に拘束されて飲むという世界になっていて、イギリス労働者風のパブからのパブリックなつきあいがでてこない。こうした時間

を足しますと、大変な時間になる。これは公式統計にはあまり出てきませんので推計はむずかしいですが、自由時間の部分にも、純粹の労働時間ではないけれども企業がらみの準労働時間がやたら入り込んでくるという構造になっているわけです。

その典型的な例が、社宅での生活です。社宅の中には、上司の奥さんいれば、同僚もいる。部下の奥さんは上司のために何か手伝わなければならぬとか、あるいは子供どうしが学校で同じクラスになっていじめられるなどというケースさえでてくる。そこに大きな悲喜劇が生まれるという構造になっているのです。

時間主権の確立を

アメリカと日本の子供たちの勉強時間の比較というのがあります。黒沢さんの話につなぐためにお話ししますと、一週間に占める勉強時間というのが全然ちがいます(『読売新聞』九一年十一月五日)。よく日本の子供の学力は世界一だと言われますけれども、私はこれも、実は時間のちがいでないかと思っております。アメリカの小学生は授業中心で週に二七時間、日本の小学生は授業の他に塾等もあり週に四六時間勉強します。中学生になりますと三二時間対六三時間とちょっと差は開きます。だいたいアメリカの子供の二倍、日本の子供は一週間に学校や塾で勉強しています。高校に行っても三〇時間対六一時間とほぼ二倍です。それがなぜか大学に行きますと、これがドーンと逆転

し、講義以外ですが、アメリカ五三時間対日本一三時間となります。これは大変おもしろい構造で、日本とアメリカのジョブマーケットのちがいに関係するんですが、ここでは時間がありませんのでふれません。今日の話の全体について、詳しくは、岩波市民大学で九月にでる、私の『社会と国家』という本を読んで下さい。

しかし、これだけではないのです。年間通学日数にも大きなちがいがあります。労働者の年間労働時間の一〇分の一という数字が、なぜか子供たちが学校に通学している年間日数になるんです。日本は年に二四〇日です。これは、大企業労働者の通勤日数二五二日とほとんど変わりありません。アメリカが一八〇日、フランスは労働時間が年に一六〇〇時間でドイツと並んで世界で最も短い国ですが、フランスの子供の学校に通う日数は一五五日です。そうしますと、一週間の勉強時間がこれだけ違って、さらに通学日数では年に二ヵ月ほどアメリカと日本は違う。夏休みの長さが違いますし、学校も土曜日は休みですから、子供たちの絶対学習時間が全然違ってくるわけです。

したがって、学習時間だけを計算しますと、日本の中学三年生というのは、アメリカの大学進学時の高校三年生とほぼ同じ時間勉強した計算になります。ですから、子供の学力の世界共通テストをやって、日本の子供が算数は一番だったとか、歴史の年号をいちばん覚えていたというのは、あたりまえなんです。

逆に言うと、欧米の子供たちは、その間何をしているか。日本の子供の場合は、学校以外に塾通いがあります。欧米にはもちろんありません。それでは、授業時間以外に何をするか。地域での遊びやボランティア活動で、まさに市民社会の主人公になるための訓練をしているのです。日本の子供たちは、この公共性を涵養する時間が、子供の段階から不足しているわけです。文部省が作ったカリキュラムに従って、一七八九年はフランス革命とか、一八六八年が明治維新であるとか、そういうことは一生懸命覚えるんですが、なぜそれが起こったか、人権宣言の自由・平等・友愛とはどういう意味なのかということとは、試験に出ないから勉強しない。こういうスタイルで、欧米に比べると異常に長い学校拘束時間、塾のための時間を費やしているのです。

日本の企業社会は、こういうかたちで、自由時間内部にも入り込んで、自由時間をミニマムにしているところに特徴があります。自由時間を物理的に拡大することが即市民社会形成につながるわけはありませんが、それが市民社会を形成する必要条件であるということを、申し上げておきたい。

もう一点、これに関連して申しますと、たとえばドイツの人は、年間一五〇〇時間労働に短縮して、そのほかの時間をどういうふうにするのか。すべてを恋人どうしの語りや家族の付き合い、趣味とかスポーツに使うかというところ、そうではありませぬ。ドイツ社会民主党(SPD)の新しい綱領が、一九

5. 大都市と子どもたち

山本清洋 編 / 定価3600円
大都市と子ども。それそれの歴史的衝突から、都市社会以前にはみられなかった新しい子ども空間が出現している。本書は、子ども空間の発達の現象を指摘するとともに、巨大化する都市のなかで子どもの遊び文化を探る。

都市を、
生かす。

好評
発売中



CENTER FOR URBAN STUDIES

(東京都立大学都市研究センター企画)

都市研究叢書

近 刊 の 案 内

都市研究叢書は、東京をはじめとする大都市の諸問題の解明に資することを目的とし、大学の研究者と都市政策の一端の実務家、そして充実した生活の実現をめざす市民との隔意のない情報や意見交換の場となることを願って、年2冊刊行しています。

好評 展 覧 中

1. 大都市の土地問題と政策

石川頼房 編 / 定価3200円

2. 大都市の共同生活

倉沢 進 編 / 定価3200円

3. 巨大地震と大東京圏

望月利男・中野峰正 編 / 定価3200円

4. 住みごこちの心理学

加藤義明 編 / 定価3200円

日本評論社

6. 大都市社会のリストラクチャリング

高橋勇悦 編 / 定価3500円

東京は、一環東京のなかで大都市として成長を遂げているが、さまざまな都市問題をひきおこし、もはやその限界が指摘される都市に至っている。本書は、東京のリスラクチャリング(再編成)の現状を調査する。

都市を、
学ぶ。

好評
発売中

八九年のベルリンの壁の崩壊直後に作られました。そのなか
に貫かれている考え方に、時間主権というのがあります。

これは、市民は時間の配分・処分についての主権者になるべ
きだという考え方で、労働時間では、フレキシブル労働の
権利、出勤時間や退社時間は、契約した労働時間内で自分たち
で決めるとか、休憩時間・組合活動の時間の権利を確保する
ということ。労働以外の時間はどうか。自由時間と社会
的時間の二つに分けます。自由時間の方は、プライベートな娯
楽とかレジャーですが、社会的時間とは何か。まさに市民的公
共性、市民社会のための時間です。

具体的には、政党や労働組合の活動、市民のボランティア活
動、老人ホーム等々を訪れる活動、市民運動・生涯学習を含む
公的なコミュニケーションのために使われる時間を、社会的時
間というふうに名付け、労働時間をミニマムにして、自由時間
をふやし、かつ社会的時間を確保するのが人権であるという考
え方をとったのです。

日本では、労働時間を短縮すると、自由時間の使い方がわか
らない。退職しても仕事ばかりやってきたので、あとは濡れ落
葉で何をやっていいかわからないという人がいます。今日のシ
ンポジウムにはリタイアなさった方も何人かいらっしやるよう
ですが、こういう討論の場に来るといのは、実は社会的時間
なんです(笑)。

いま、公民館や図書館でいろいろなセミナーがあり、日本で

もようやく社会的時間が使われる場が増えていますが、惜しむ
らくは主婦と年金生活に入られた方が多いのが、カルチャーセ
ンターなどの特徴です。市民運動でも同じです。働き盛りの男
性でもこういう社会学習の場に行ってこられるような社会をつ
くるのが、日本の市民社会形成の第一歩でしょう。

いちばん最初に、市民社会か企業社会かとは、スウェーデン
型か日本型かと同じだと申しましたけれども、スウェーデン
は、ある意味では、ドイツよりも早く、市民社会をつくってき
た国です。スウェーデンの年間労働時間は、一七〇〇時間ぐら
いで、ドイツ・フランスとアメリカ、イギリスの中間の水準で
す。最低年六週間の休暇もあります。ところが、年間欠勤時間
という統計がありまして、これはスウェーデンが世界最高で二
三〇時間、日本は最低で三六時間です。突然遅刻、欠勤して
も、それが子供の病気とか保育所の送り迎えであればあたりま
えだという考え方がとられています。国会議員でさえ、議員代
行人制度といって、多忙の時は代行人がやってくれる。それで
女性議員・女性大臣もふえる。ですから、一七〇〇時間から二
三〇時間を引きますと一五〇〇時間位で、ほぼドイツ、フラン
スなみになります(岡沢、前掲書、および「スウェーデン現代政治」
東京大学出版会、一九八八年、参照)。

もう一つ言いますと、これも岡沢憲美さんの受け売りです
が、スウェーデンの人は、「家庭当り労働時間」という考え方を
するそうです。共働きの家庭が九割ということもあるのです

が、日本のように年三〇〇〇時間働く夫と、二〇〇〇時間ぐらい働く妻がいると一家庭当り年五〇〇〇〇時間で、家庭としては、過労死状態になってしまふ。子供の面倒はだれかが見なくてはいけない。食事はだれがつくるのが問題になる。

日本の働く女性の多くは、二〇〇〇時間ぐらいの年間労働時間のほかに、最低一〇〇〇時間ぐらいは、たぶん家事労働をしています。そうすると、日本の場合には、過労死予備軍の夫に、過労死になりそうな妻が、共働きの場合には一緒にいるという関係になります。

スウェーデン市民の感じ方は、家庭単位で労働時間を考えようというものです。年一七〇〇時間とか二二〇〇時間とかを、世帯単位で考える。その場合には、育児休暇は当然男と女が平等に分け合うし、家事労働、自由時間も平等に分け合うことを前提するわけです。家事労働を含む世帯単位での労働時間をミニマムに切り詰めていって、人間性を豊かに発展させていこうという考え方になります。

私は、こういう方向での時間主権の考え方に立つ変革、差し当たっては、労働時間の短縮と自由時間の獲得という問題が、日本における市民社会の形成のための絶対条件であるということとを、強調しておきたいと思えます。

都市社会学の フロンティア

全3巻

21世紀にむかうこの不透明な時代に、都市を研究する意義はどこにあるか。過去の研究成果を正確に継承した都市社会学の第三世代が、国際化・情報化・高齢化を対極距離におさめ、新たな研究方法・理論化の視点を提示する。

(全巻完結)

A5判上製・各巻平均240頁
各巻共・定価3700円(税込)

<p>1 倉沢 進・町村敬志◎編 構造・空間・方法 「世界都市」化する東京 ……町村敬志 変容する下町 ……園部雅久 空間の実践 ……吉見俊哉 都市社会学の社会史 ……佐藤健二</p>	<p>2 森岡清志・松本 康◎編 生活・関係・文化 変動する都市社会 ……森岡清志 都市はなにを生みだすか ……松本 康 関係のなかに生きる都会人 ……安河内恵子 団地の近所づきあい ……文屋俊子 都市の新しいライフスタイル ……玉野和志 下町の生活世界 ……有末 貞</p>	<p>3 金子 勇・園部雅久◎編 変動・居住・計画 都市はどう変わるか ……金子 勇 団地コミュニティを計画する ……竹中英紀 都市開発はコミュニティを阻害するか ……園部雅久 寄附地のエス・グライダー ……西澤晃彦 コミュニティの復権は可能か ……田中直好 都市のつくりかえを捉える ……佐藤隆倫</p>
--	--	---

第三世代による
都市論の到達点。/.....

日本評論社

〒170 東京都豊島区南大塚3-10-10
☎03(3897)8821 [販売]